

## 議 会 運 営 委 員 会

令和5年11月17日（金）

午前9時30分

第2委員会室

### 議 題

- 1 令和5年第5回（12月）尾張旭市議会定例会の運営について
- 2 令和6年度議会費予算の概要について
- 3 令和7年度議会費予算要望について
- 4 尾張旭市議会基本条例の検証及び見直しについて
- 5 その他

## 配付資料一覧

### 【議題1 資料】

- 1 令和5年第5回（12月）尾張旭市議会定例会日程（案）
- 2 議事日程（案）第1日目、第2日目以降
- 3 令和5年第5回（12月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧、議案等の概要
- 4 難聴者の補聴器購入に係る負担軽減を求める請願
- 5 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
- 6 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情
- 7 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 8 国保税、介護保険料値上げ中止と政府への意見書を求める陳情
- 9 要望書等文書表

### 【議題2 資料】

- 10 令和6年度 議会費予算要求額

### 【議題3 資料】

- 11 令和7年度 議会費予算要望事項

### 【議題4 資料】

- 12 尾張旭市議会基本条例評価シート（ホームページ公開用）
- 13 市議会ホームページ「議会基本条例」変更（案）

### 【議題5 資料】

なし

# 令和5年第5回（12月）尾張旭市議会定例会日程（案）

（会期22日間）

開催日	曜日	開議時間	会議名	日 程 等
第1日	11月29日	水	午前9時30分	本 会 議 1 議会運営委員長報告 2 会議録署名者の指名 3 諸報告 4 会期の決定 5 委員会の所管事務調査報告の件 第49号議案から第65号議案まで 上程、提案理由の説明 6 同意案第18号 上程、提案理由の説明 7 諮問第2号 上程、提案理由の説明
			本会議終了後	議会みらい創造特別委員会
第2日	11月30日	木		休 会
第3日	12月1日	金		〃
第4日	12月2日	土		〃
第5日	12月3日	日		〃
第6日	12月4日	月		〃
第7日	12月5日	火	午前9時30分	本 会 議 1 一般質問 2 議案質疑 3 議案の討論、採決又は委員会付託 4 請願・陳情
第8日	12月6日	水	〃	〃
第9日	12月7日	木	〃	〃
			本会議終了後	予算決算特別委員会（全体会） 総括説明及び人件費予算の説明（一般会計のみ） 各分科会への割り振り
第10日	12月8日	金		休 会
第11日	12月9日	土		〃
第12日	12月10日	日		〃
第13日	12月11日	月		〃
第14日	12月12日	火	午前9時30分	福祉文教委員会 付託議案等の審査
			福祉文教委員会終了後	予算決算特別委員会 福祉文教分科会 付託議案の審査
第15日	12月13日	水	午前9時30分	都市環境委員会 付託議案等の審査
			都市環境委員会終了後	予算決算特別委員会 都市環境分科会 付託議案の審査
第16日	12月14日	木	午前9時30分	総務委員会 付託議案等の審査
			総務委員会終了後	予算決算特別委員会 総務分科会 付託議案の審査
第17日	12月15日	金		休 会 （予定：午前9時30分 各派代表者会）
第18日	12月16日	土		〃
第19日	12月17日	日		〃
第20日	12月18日	月	午前9時30分	予算決算特別委員会（全体会） 各分科会会長審査報告及び報告に対する質疑 討論、採決
第21日	12月19日	火	〃	議会運営委員会 付託議案等の審査
第22日	12月20日	水	〃	本 会 議 1 議会運営委員長報告 2 諸報告 3 委員会の所管事務調査報告の件 4 委員長報告及び報告に対する質疑 付託議案等の討論、採決

※ 委員会等の開催は予定であり、変更となる場合があります。

## 議事日程（案）第1日目

### 議会運営委員長報告

- 第 1 会議録署名者の指名  
（ 秋田さとし 議員 ）  
（ 早川 八郎 議員 ）
- 第 2 諸報告  
（1）議長報告  
（2）市長報告
- 第 3 会期の決定  
（会期 22 日間）
- 第 4 委員会の所管事務調査報告の件  
議会運営委員会
- 第 5 第49号議案から第65号議案まで  
上程、提案理由の説明
- 第 6 同意案第18号  
上程、提案理由の説明
- 第 7 諮問第2号  
上程、提案理由の説明

## 議事日程（案）第2日目以降

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案質疑
- 第 3 議案の討論、採決又は委員会付託
- 第 4 請願・陳情

1 議案（17件）

番号	件名
第49号議案	令和5年度尾張旭市一般会計補正予算（第4号）
第50号議案	令和5年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第51号議案	令和5年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第2号）
第52号議案	令和5年度尾張旭市水道事業会計補正予算（第1号）
第53号議案	令和5年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
第54号議案	尾張旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
第55号議案	尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
第56号議案	尾張旭市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第57号議案	尾張旭市職員の給与に関する条例及び尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
第58号議案	尾張旭市国民健康保険税条例の一部改正について
第59号議案	尾張旭市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
第60号議案	尾張旭市総合計画基本構想について
第61号議案	尾張東部衛生組合規約の変更について
第62号議案	保健福祉センター空調設備等改修工事請負契約について
第63号議案	財産の処分について
第64号議案	尾張旭市スカイワードあさひ及び尾張旭市旭城の指定管理者の指定について
第65号議案	尾張旭市文化会館の指定管理者の指定について

2 同意案（1件）

番号	件名
同意案第18号	監査委員の選任について

3 諮問（1件）

番号	件名
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

## 議案等の概要

### 1 議案（17件）

#### 第49号議案 令和5年度尾張旭市一般会計補正予算（第4号）（財政課）

（単位 千円）

補正前額	28,355,338	補正額	332,463	補正後額	28,687,801
主な歳入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方交付税     普通地方交付税</li> </ul>				400,000
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繰入金     財政調整基金繰入金</li> </ul>				△100,000
主な歳出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉医療費（子育て支援）</li> </ul>				143,000
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉医療費（障がい者）</li> </ul>				21,000
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費</li> </ul>				136,654
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ チャレンジ事業（7件）</li> </ul>				3,460
繰越明許費補正 15件、債務負担行為補正 4件、地方債補正 2件					

#### 第50号議案 令和5年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（保険医療課）

（単位 千円）

補正前額	7,080,635	補正額	17,919	補正後額	7,098,554
歳入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県支出金</li> </ul>				20,000
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繰入金</li> </ul>				△2,081
歳出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般被保険者高額療養費負担金</li> </ul>				20,000
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費</li> </ul>				△2,081

#### 第51号議案 令和5年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第2号）（長寿課）

（単位 千円）

補正前額	6,119,882	補正額	9,624	補正後額	6,129,506
主な歳入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繰入金</li> </ul>				7,539
主な歳出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険システム改修委託料</li> </ul>				6,347
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費</li> </ul>				△3,582

第52号議案 令和5年度尾張旭市水道事業会計補正予算（第1号）（経営政策課）

（単位 千円）

収益的收入	補正前額	1,591,000	補正額	△478	補正後額	1,590,522
収益の支出	補正前額	1,439,000	補正額	41	補正後額	1,439,041
資本の支出	補正前額	864,942	補正額	824	補正後額	865,766
主な支出	・人件費					1,175

第53号議案 令和5年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第2号）（経営政策課）

（単位 千円）

収益的收入	補正前額	2,031,391	補正額	42	補正後額	2,031,433
収益の支出	補正前額	1,992,306	補正額	241	補正後額	1,992,547
資本的收入	補正前額	1,391,905	補正額	△288	補正後額	1,391,617
資本の支出	補正前額	1,865,768	補正額	△5,693	補正後額	1,860,075
主な支出	・人件費					△5,332



**第54号議案 尾張旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について（情報政策課）**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日

**第55号議案 尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について（人事課）**

議員の報酬月額及び期末手当の支給月数を改定するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和6年4月1日

**第56号議案 尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について（人事課）**

市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当の支給月数を改定するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和6年4月1日

**第57号議案 尾張旭市職員の給与に関する条例及び尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について（人事課）**

職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和6年4月1日

**第58号議案 尾張旭市国民健康保険税条例の一部改正について（保険医療課）**

地方税法等の一部改正に伴い、出産した被保険者等に係る国民健康保険税を減額するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和6年1月1日

**第59号議案 尾張旭市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について**  
(危機管理課)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備を図る。  
施行期日 公布の日

**第60号議案 尾張旭市総合計画基本構想について (企画課)**

尾張旭市第六次総合計画の基本構想を策定するため、尾張旭市総合計画に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求める。  
計画期間 令和6年度～令和15年度(10年間)

**第61号議案 尾張東部衛生組合理約の変更について (環境課)**

尾張東部衛生組合の副管理者に全組合市の副市長を充てることについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。  
施行期日 令和6年4月1日

**第62号議案 保健福祉センター空調設備等改修工事請負契約について (健康課)**

保健福祉センター空調設備等改修工事請負契約を締結するため、尾張旭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

**第63号議案 財産の処分について (都市計画課)**

旧尾張旭市長久手市衛生組合香流苑の土地について、財産を処分するため、尾張旭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

**第64号議案 尾張旭市スカイワードあさひ及び尾張旭市旭城の指定管理者の指定について (暮らし政策課)**

尾張旭市スカイワードあさひ及び尾張旭市旭城の管理を行わせる団体として、コンニクス株式会社外1団体によるグループを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。  
指定期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年間)

## 第65号議案 尾張旭市文化会館の指定管理者の指定について（文化スポーツ課）

尾張旭市文化会館の管理を行わせる団体として、ATFフォーティエイトグループを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

## 2 同意案（1件）

### 同意案第18号 監査委員の選任について（人事課）

令和6年1月31日で任期満了となる監査委員 長谷川 博樹 氏の後任として山田 義浩 氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

## 3 諮問（1件）

### 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（人事課）

令和6年3月31日で任期満了となる人権擁護委員 池田 幸雄 氏を再度委員に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

---

## <市長報告（2件）>

### (1) 令和5年第4回（9月）定例会で議決された「第48号議案 和解について」の取扱いについて（総務課）

令和5年第4回（9月）定例会で、「第48号議案 和解について」の議決を得た後、名古屋地方裁判所に刑事訴訟手続における和解の申立てを行ったが却下されたため、その取扱いについて報告を行う。

### (2) 専決処分の報告について（財政課）

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額を決定し、和解をする専決処分を行ったため、同条第2項の規定による報告を行う。

- ・市内中学校における部活動中の物損事故

損害賠償額 191,235円（過失割合 100%）専決年月日 令和5年11月2日

2023年11月16日

4

尾張旭市議会議員 丸山幸子様

## 難聴者の補聴器購入に係る負担軽減を求める請願

請願者 補聴器購入費補助制度を求める会

高木幸一

尾張旭市旭ヶ丘町旭ヶ丘5668番地55

### 【紹介議員】

柳原利宏

### 【請願趣旨】

難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっています。最近では、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。こうしたなか、加齢性難聴に対する補聴器の普及は、健康寿命の延伸、介護や医療費の抑制にも寄与するものです。

高齢化が進むなかで、補聴器を必要とする多くの難聴者・高齢者から補聴器が高価で、低所得者や年金生活者にとっては経済的負担が大きく、利用できないという悩みが出されています。日本の難聴者は推計で1430万人（日本補聴器工業会調べ）に対し、補聴器所有者は約210万人（14.4%）とヨーロッパ諸国と比べ極端に低くなっています。その主な理由は、障害者手帳を交付されない中等・軽度の難聴者は健康保険等の公的補助がなく、補聴器が高額なためです。日常生活に不便を覚えながら利用が困難となっている状況です。また、加齢性難聴と自覚し補聴器購入に結びつけるために、健康診断に聴力検査を入れることが必要です。

ヨーロッパ諸国が補聴器を医療で対応し、手厚い公的補助をしていますが、日本では限定的な対応（障害者手帳保持者で、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者）であり、中等・軽度の難聴者に対する公的補助が求められます。

補聴器の効果が明確となり、補助制度実施自治体が広がるなかで、政府として制度確立が必要です。

### 【請願項目】

- 1、難聴者の補聴器購入に係る市独自の補助・支援事業を実施すること
- 2、健康診断に聴力検査を加え、中等・軽度の難聴者の把握に努めること
- 3、政府に補聴器購入費補助制度の創設を求める意見書を提出すること



## 補聴器購入費補助制度の創設を求める意見書（案）

難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっている。最近では、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されている。こうしたなか、加齢性難聴に対する補聴器の普及は、健康寿命の延伸、介護や医療費の抑制にも寄与するものである。

高齢化が進むなかで、補聴器を必要とする多くの難聴者・高齢者から補聴器が高価で、低所得者や年金生活者にとっては経済的負担が大きく、利用できないという悩みが出されている。日本の難聴者は推計で1430万人（日本補聴器工業会調べ）に対し、補聴器所有者は約210万人（14.4%）とヨーロッパ諸国と比べ極端に低くなっている。その主な理由は、障害者手帳を交付されない中等・軽度の難聴者は健康保険等の公的補助がなく、補聴器が高額なためである。日常生活に不便を覚えながら利用が困難となっている状況である。

ヨーロッパ諸国が補聴器を医療で対応し、手厚い公的補助をしているが、日本では限定的な対応（障害者手帳保持者で、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者）であり、中等・軽度の難聴者に対する公的補助が求められる。

よって貴職においては、政府として補聴器購入費の補助制度を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99上の規定により意見書を提出する

令和5年 月 日

尾張旭市議会議長

内閣総理大臣、厚生労働大臣 殿

2023年10月26日

尾張旭市議会議員 丸山 幸子 様

(陳情団体)

愛知自治

実行委員会

森 夫

名古屋 下町 7

労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃から住民のくらし福祉の向上にご尽力いただき、ありがとうございます。

この間、私たちが要請させていただいた子ども医療費無料制度、介護保険の住宅改修・福祉用具受領委任払い、障害者控除の認定書発行、国保料の減免制度の拡充、任意予防接種助成、妊産婦健診事業などの諸施策で多大なご尽力をいただき感謝いたします。

一方、コロナ禍で打撃を受けた県民の暮らしや生業は、異常な物価高と円安に加え、各種支援が打ち切られ、貸付の返済が大きな負担になり、深刻になっています。さらに、昨年10月から75歳以上の医療費2倍化、2年連続の年金支給額の引き下げ、介護保険料の引き上げと給付の制限、任意のマイナンバーカードを事実上強制する保険証廃止などの動きが国民の不安を高めています。

来年4月は、医療保険の診療報酬、介護保険の介護報酬、障害福祉サービスの報酬の「トリプル改定」です。こうした報酬改定や現在検討中の「医療計画」、「介護保険事業計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」、「国保運営方針」などに私たちの願いを反映させてください。

そして、いのち・暮らし・社会保障の拡充を最優先し、地域住民のいのちとくらしを守る制度の改善のために以下の陳情項目の実施をお願いいたします。

### 【陳情項目】

#### 【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

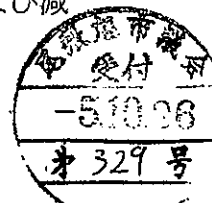
- ①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。
- ②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

#### 【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1. 安心できる介護保障

##### ★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。
- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。



- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

## ★(2)介護保険サービス

- ①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないください。
- ②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。
- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小せず、要件の緩和をしてください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。
- ④多くの高齢者が参加できるよう介護予防に取り組む地域支援事業を充実させてください。その際、「総合事業」を含め、自治体の一般財源を投入して、必要な事業費を確保してください。

## (3)基盤整備

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。
- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

## ★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。
- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。
- ③夜勤体制についての実態調査を実施し、必要に応じて改善できるよう財政支援などの措置を講じてください。

## (5)高齢者福祉施策の充実

- ★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。
- ②サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。
- ③高齢者・障害者などの外出支援の施策を充実してください。
- ④住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

## (6)認知症高齢者の福祉施策の充実

- ①2023年6月に成立した「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。
- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施してください。
- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるための無料検診事業を実施してください。

## ★(7)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を障害者控除の対象としてください。
- ②すべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上の人に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

## 2. 国保の改善

### ★(1) 保険料(税)の引き下げ

- ① 保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。
- ② 保険料(税)の基礎となる所得額の算定にあたって、ひとり親・寡婦・障害者控除の対象者、扶養家族がいる世帯に対して、独自控除を設けてください。

### ★(2) 保険料(税)の減免制度

- ① 低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を一般会計からの法定外繰入で実施・拡充してください。
- ② 18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計からの法定外繰入で減免制度を実施・拡充してください。
- ③ 収入減少を理由とした減免制度を、均等割を含む保険料(税)全額を対象とし、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

### (3) 傷病手当金

- ① 傷病手当金制度を創設してください。

### ★(4) 資格証明書・短期保険証・差押え

- ① 資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
- ② 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。
- ③ 滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

### (5) 一部負担金の減免制度

- ① 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。
- ② 制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

### (6) 被保険者に対する負担軽減

- ① 70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。
- ② 所得の未申告世帯に対し、所得の簡易申告書送付など所得の申告勧奨を実施してください。

## 3. 税の徴収、滞納問題への対応

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

## 4. 生活保護・生活困窮者支援

### (1) 生活保護制度

- ★① 生活保護の申請は、憲法第25条・生活保護法に基づいて、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を追い返したり、何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。



- ★②生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き、申請しやすいように、住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。
- ★③扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。
  - ④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。
  - ⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。
  - ⑥車の使用については、障害があるなど個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。
  - ⑦面接する相談員は、社会福祉士または社会福祉主事の有資格者としてください。また、「福祉専門職」の採用を図り、正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。
  - ⑧単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

## (2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。
- ②住居確保給付金などの相談件数の増加に対応できるよう職員を増やしてください。相談員は社会福祉士など専門職員を正規職員で配置し、研修を充実してください。
- ③生活福祉資金の特例貸付の償還の免除は、申請がなくても適用できるようにする、適用の範囲を拡大するなど、借り受けた人が再び生活困窮にならないようにしてください。

## 5. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。
- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。
  - ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。
  - ⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

## 6. 子育て支援

### (1)子どもの権利を守る施策の推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定・拡充してください。コロナ禍での「格差と貧困」の拡大進行を踏まえ、必要な見直しを行ってください。
- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。
- ③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。
- ④こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、

必要な体制を整えてください。

- ⑤2022年3月に発表された愛知県ヤングケアラー実態調査の結果を活用し、ヤングケアラーの実態を把握し、複数担当課が連携して必要な福祉サービスに接続できるようにしてください。

## (2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。
- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。
- ③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

## ★(3)子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。
- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

## ★(4)保育施策の抜本的拡充

- ①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。認可保育所の整備・増設を行ってください。
- ②保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。また、監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。
- ③保育料無償化の対象とされた認可外保育施設等のうち、指導監督基準を下回る施設については、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。
- ④保育士配置基準について、子どものいのちと安全が守られるよう、自治体独自に、公私間の格差なく、抜本的に改善してください。

## 7. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。
  - ②障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるバリアフリーのグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。
  - ③地域生活支援拠点の整備、短期入所の単独型を整備してください。
  - ④暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。
  - ⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。
- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

## 8. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種について、自己負担無料の助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の

助成を行ってください。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

## 9. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。
- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。
- ③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

## 10. 地域の保健・医療

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。
- ②自治体病院の経営形態の安易な変更は行わないでください。
- ③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。
- ④保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

## 【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書

- ①現行の健康保険証を存続してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。
- ⑤介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。
- ⑥18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑦小中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑧障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。
- ⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員処遇に対して物価高騰対策として手当を支給してください。

### 2. 愛知県に対する意見書

(1)子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

(3)地域の医療・介護・福祉について

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してく

ださい。感染症病床を増床し確保してください。

②医療・介護・福祉・保育施設において、感染予防に係る費用の増大分を支援してください。

③ケア労働者に対し、定期的なPCR検査を公費で実施してください。

#### (4)地域医療介護総合確保基金について

①地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにしてください。

②基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員処遇に関する手当を支給してください。また、保育分野にもひろげてください。

以上

## 国への意見書①

### 現行の健康保険証の存続を求める意見書(案)

政府は、今年の通常国会で、現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードと一本化することを含んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案(マイナンバー法等一部「改正」法案)」を成立させ、来年秋の保険証廃止に向けて準備を進めている。

健康保険証とマイナンバーカードの一体化については、法案審議の過程やその後の各種調査でのなかで様々な問題が明らかになってきている。別人情報が登録されている事例など、大きな事故に繋がりがかねない重大なトラブルも続々と報告されている。このような問題を解決しないまま、来年秋に現行の健康保険証を廃止することは国民の健康と命を脅かすものである。

高齢者施設では、これまで健康保険証を施設で管理している例が多かったが、施設からは「マイナンバーカードの管理は困難」との声が多数あがっている。高齢者施設の利用者・入所者は医療へのアクセスに困難を抱えることになり、現場が大混乱に陥る。

健康保険証の廃止ありきで、代理交付・申請補助や第三者によるマイナンバーカード管理を進めるため、協力を求められる医療・介護現場には負担と責任が課せられ、人手不足にも拍車がかかる。自治体の窓口でも発行業務に加えて、住民からの相談への対応も迫られており、現場への負荷が大きくなっている。

これらの問題を解決するのにもっとも有効な方法は、これまで同様、健康保険証は全員に交付した上で、マイナンバーカードの保険証利用は任意とすることである。

このため、国においては、現行の健康保険証を廃止することを中止し、来年秋以降も健康保険証の発行を継続するよう転換することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣 宛

## 国への意見書②

### 国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや

### 出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書(案)

2021年6月、国保運営方針に「保険料水準の統一」と「市町村独自の法定外繰入の解消」を明記させる「国民健康保険法の一部改正案」が成立した。この動きにたいして、全国市長会・全国町村会は、「地方分権の趣旨に反する」「国が一方的に論議を押し付けることは受け入れられない」と批判し、全国知事会も社会保障審議会医療保険部会で、「具体化にあたっては、地方との十分な論議が必要で、強制すべきでない」と意見をあげている。市町村の自主性を堅持するためにも、国民健康保険に対する国の財政支援は重要である。

医療費に占める国庫補助金の割合は、1982年には50%あったが、2023年度は36.4%となっており、国民健康保険制度の安定化のためには国庫負担の抜本的増額は不可欠である。

出産手当制度に関しては、上記「国民健康保険法の一部改正」では、参院で附帯決議が採択され、「少子化対策等の観点を踏まえ、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方を検討すること」という項目が明記された。

また、国民健康保険法では、「保険者は(中略)傷病手当金の支給その他保険給付を行うことができる」(第58条2項)としており、保険者に委任される任意給付となっている。加入する医療保険制度の違いにより、受けられる保険給付の内容が異なる事態を解消するために、すべての加入者を対象にした傷病手当制度が必要である。

以上のことから、国において次の事項の改善を求める。

- 1.国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、市町村が保険料(税)を引き上げることのないよう、十分な保険者支援を行うこと。
- 2.国民健康保険に出産手当金を給付できるよう予算措置を行うこと。
- 3.国民健康保険に傷病手当金を給付できるよう予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

## 国への意見書③

### 物価高に即した年金増額、公的年金制度の改善を求める意見書(案)

老齢年金をはじめ障害年金、遺族年金の 2023 年度改定は、物価上昇率を大きく下回るものとなっている。

急激な物価上昇が進行する中で、月額 10 万円に満たない低年金受給者は 2 千万人を超え、ことに女性の低年金の実情は深刻さを増している。

憲法 25 条に基づくナショナル・ミニマム保障として、物価高に即した年金増額と公的年金制度の改善を求める。

1. 2024 年度の年金額改定は物価上昇率に基づき増額すること。
2. 国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分 3 万 3 千円をすべての高齢者に支給すること。

以上、地方自治法第 99 条規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

## 国への意見書④

### 介護保険制度の改善を求める意見書(案)

介護保険が始まってから23年。この間、65歳以上加入者の保険料は2倍以上、利用者2割、3割負担の導入など国民の負担は増え続け、政府が掲げる「介護離職ゼロ」とは裏腹に介護のための離職者は毎年約10万人に及ぶなど、「介護の社会化」とは正反対の状況が続いている。

さらに、新型コロナウイルスの感染爆発や物価高騰により、新たな介護弱者が生み出され、介護現場では経営難と深刻な人手不足が続いている。

今、まさに、このような加入者、利用者、事業所、介護従事者が抱えている困難を解決するために緊急の改善策が求められている。

ところが、政府は2024年4月からの第9期介護保健事業計画、介護報酬改定に向けて、利用者負担の2割負担拡大、老人保健施設での多床室の室料徴収などの利用者負担増計画をすすめ、さらにはケアプランの有料化、要介護1・2の訪問介護等の総合事業への移行など、いっそうの給付削減、利用者負担増を引き続き検討しようとしており、到底容認できない。

よって、国においては介護保障を充実するために、次の事項の改善を求める。

#### 1. 新たな給付削減・負担増はおこなわず、拡大・軽減すること。

- ① 利用料の2割負担、3割負担を1割に戻すこと。低所得者の利用料減免措置を講じること。
- ② 老人保健施設での多床室室料の徴収、ケアプラン有料化など、これ以上の利用者負担増はしないこと。
- ③ 総合事業に移行した要支援1・2の訪問介護等の「従前相当サービス」を現行の予防給付に戻すこと。要介護者に対象を広げないこと。
- ④ 2021年8月から実施した補足給付の改定を取りやめ、「資産要件」「配偶者要件」を撤廃すること。補足給付の対象を認知症グループホーム、介護付き有料老人ホームなど特定施設に拡大すること。
- ⑤ 訪問介護の回数による届出制限は中止すること。
- ⑥ 福祉用具貸与を買い取り制度に変更しないこと。

#### 2. 特別養護老人ホームの入所対象を要介護1以上に戻すこと。

#### 3. 介護報酬を大幅に引き上げ、介護基盤の維持・向上に努めること。

#### 4. 公費負担削減のための保険料引き上げをせず、公費をさらに投入して介護保険料を引き下げる

#### 5. 以上の制度改善、高齢者の介護保険料負担を軽減するために、保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛



## 介護労働者の労働環境の改善を求める意見書(案)

介護の現場は慢性的な人手不足が続いており、質の高いケアが提供できない状況である。人が足りず目が届かないことからくる転倒・骨折などの事故は後を絶たず、余裕がなくやりたい介護ができないことが離職にもつながっている。

厚生労働省の調査「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計について」では、2025年までに約38万人の介護人材が不足するとしている。介護現場の低賃金・過重労働は介護職員の離職を招き、2007年には離職率が21.6%にまで達し、それ以降も16～17%と高い水準で推移している。

質の高い介護サービスを確保するためには、介護職が働き続けられる労働環境の整備が必要である。介護職の賃金は全産業平均より約8万円も低くなっており、これが離職に拍車をかけている。将来的にも必要不可欠な仕事である介護職の確保を行うためには、全産業平均までの賃金の引き上げが求められる。

介護施設の夜勤体制は、小規模施設はほとんどが一人体制となっており、仮眠はおろか、休憩時間すら取れない労働基準法違反の状態が放置されている。1人夜勤のプレッシャーが離職にもつながっている。1人夜勤で他者の目が届かないこと、介護職の精神的余裕がないことが、虐待にもつながっている。

障害者施設で、1人夜勤中に職員が急死して利用者が朝まで放置となってしまった事例も起こっている。1人夜勤では利用者も職員も守れないことは明らかであり、早急な改善が求められる。夜勤は複数体制を基本に人員配置基準を見直し、複数配置できるよう国として財政支援を行うことを求める。

よって、国においては、以下の改善を要望する。

1. 介護労働者の安定雇用のために処遇を改善すること。
2. 夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、財政支援を強めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

## 国への意見書⑥

### 18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書(案)

現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は53市町村(98%)が実施している。さらに、入院・通院とも「18歳年度末まで無料」は30市町村(56%)が実施し、入院の「18歳年度末まで無料」は51市町村(94%)が実施している。(2023年8月1日時点、実施予定を含む)

厚労省の全国の実施状況調査でも、18歳年度末までの助成を行っている自治体は、入院で47%、通院で52%と、全国的にも増加している(2021年4月1日時点)。

このような現状を鑑みれば、18歳年度末までを対象とした医療費助成制度を国の責任で創設することは全国的な願いである。

子ども医療費助成に関し、全国知事会など地方3団体も、全国一律の子ども医療費助成制度の創設を国に求めている。

以上のことから、国において次の事項の改善を求める。

1.子育て支援の観点から、国の責任で18歳年度末までの医療費無料制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

## 小中学校の給食費無償化を求める意見書(案)

学校給食の食材費高騰が深刻である。多くの自治体が地方創生臨時交付金の「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用して、給食食材費への支援をおこなっているが、「臨時交付金がなくなったら補助を続けられない」との声が上がっている。

小中学校とも給食費が今年度無償、あるいは今年度実施予定の自治体は482、小学校のみは14、中学校のみは17である。

公費による食材費への補助がなくなれば、保護者負担を上げるか、給食の質を下げることになる。子どもたちに給食を通じた豊かな教育を保障するために、国が力を発揮することが必要である。物価高騰が続く中、学校給食費の保護者負担を軽減するとともに給食の質を維持向上させることを目的として以下のことを求める。

1. 小中学校、特別支援学校の児童・生徒(の保護者)に対して、給食費を補助する「学校給食無償化補助金」を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

## 国への意見書⑧

### 障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の整備を求める意見書(案)

障害者、その家族、支援者は、たとえ障害を持っているとしても、そのことがこの国で生きていくことの妨げにならないことを願っている。

しかし、現状では、本人の精一杯の努力と家族、支援者の献身をもってしても、障害者や家族がこの国で安心して生きていくことに、十分な展望を持たずにいる。そのことによる心中事件も後を絶たず、その最悪な選択を思いとどまっている障害者、家族が数多くいる。

2022年9月には、国連の障害者権利委員会が総括所見(勧告)を出し、障害者権利条約にふさわしい国内法制の再整備を日本政府に求めている。

国は、障害者、その家族に依存するのではなく、障害者が希望する支援を受け、自分らしく暮らせる状況を早期に実現するため、下記の事項を強く要望する。

1. 家族介護の限界は深刻化する一方である。さらに行き場のない障害者をつくるような脱施設化ではなく、多様な暮らしの場を選択できるように整備すること。
2. 現行の入所施設、グループホーム、訪問系サービスなど、どこで誰と生活しても、同年齢の市民と同じ生活水準(制限や制約がされない暮らしの場)が保障されるようにすること。
3. 2024年度の報酬改定に向けて、入所施設利用者・待機者の実態把握のために、全国の自治体と協力して、入所施設の待機者数を調査すること。
4. 2024年度の報酬改定は、物価上昇・実際の支援を想定した報酬に引き上げること。
5. 前4項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

## 国への意見書⑨

### 医療・介護・福祉・保育など公的価格で運営される職場に対し 物価高騰対策を今まで以上に行うことを求める意見書(案)

2022年4月からはじまった食品や電気・ガスなどのエネルギー価格などの高騰は、今までにない引き上げが続いている。帝国データバンクの調査からは、2023年8月には1100品目が引き上がり、9月には2200品目、10月には4000品目の値上予定が報告されている。また、物価高騰の影響もあり、8月8日に報告された毎月勤労統計調査の速報値は、名目賃金が前年同月比15か月連続プラスとなっているにも関わらず、消費者物価指数を引いた実質賃金では前年同月比18か月連続マイナスと、多くの市民の生活が苦しくなっていることは明白である。

すべての市民に物価高騰の影響がでているが、とりわけ医療・介護・福祉・保育など公的価格によって運営されるケア労働の現場では深刻な問題である。国や自治体からの補助金をもとに運営される施設であるため、物価高騰対策補助金がなければ運営困難となってしまう。施設では利用者の食費や居住費など利用料に影響がでないように運営の工夫がされているが、現在行われている物価高騰対策の補助金がなくなってしまうと、利用料への転嫁がおこり、利用を控える利用者が出かねない。また、この間の物価高騰対策は、利用者の権利保障のために施設運営にかかわる補助金となっているが、職員に対する補助は行われていない。2022年2月に緊急経済対策で行われた保育・介護・福祉は9000円程度、医療は12,000円程度の賃金引上げのような、職員に対する直接的な支援がなければ、職員の生活も守れず最終的には利用者の人権が脅かされてしまう。

2024年4月には、医療・介護・障害の3分野で報酬改定が行われるが、報酬改定に組み込まれれば利用者負担に跳ね返ってしまうことから、報酬改定とは別での補助金の仕組みが必要である。コロナ対策での地域医療介護総合確保基金を活用した「かかり増し経費」のように、基金を活用するなど物価高騰から利用者・職員の生活、施設の運営を守るために、以下のことを要望する。

1、医療・介護・福祉・保育など公的価格で運営される職場に対し、物価高騰対策を今まで以上に行うこと。

- ①物価高騰対策を継続し、施設運営が成り立つようにすること。また自治体ごとの采配にならないように、全国的に水準を引き上げること。
- ②利用者が今までの利用者負担で施設利用できるよう、食費・居住費の補助をすること。
- ③職員に対して、物価高騰対策補助金を新設すること。

2、地域医療介護総合確保基金の活用を促進するよう自治体に通達し、運用を広げること。

以上

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

## 愛知県への意見書①

### 子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで、拡充を求める意見書(案)

現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は53市町村(98%)が実施している。さらに、入院・通院とも「18歳年度末まで無料」は30市町村(56%)が実施し、入院の「18歳年度末まで無料」は51市町村(94%)が実施している。(2023年8月1日時点、実施予定を含む)

一方で、愛知県制度の対象範囲は2008年度以降改定されず、県内の市町村の水準には大きな後れをとっている。この間、鳥取県や群馬県が県制度として通院・入院とも18歳年度末までの対象年齢引き上げ、自己負担・所得制限なく窓口無料とすることを発表している。

このように全国で対象拡大が進められる中、愛知県でも通院・入院ともに18歳年度末までの対象年齢引き上げが求められている。

以上のことから、愛知県において、次の事項の改善を求める。

- 1.子ども医療費助成制度を18歳年度末まで拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

## 愛知県への意見書②

### 国民健康保険への愛知県独自の支援を求める意見書(案)

国の国民健康保険制度改革では、「所得水準が低い」「保険料負担が重い」など、国保の「構造的問題」を解決できるのかが大きな課題となってきた。

しかしながら、愛知県は、県独自にこれら構造的問題を解消する役割を果たしてきた市町村国保への事業費補助金を2014年度から廃止した。この事業は、県の2013年度事務事業評価調書で「必要性は高い」「休廃止の影響は大きい」と評価されている。

また、国保運営の都道府県単位化にともない、保険者としての愛知県には、国保の構造的問題解消のために、一層大きな役割が求められる。

したがって、愛知県において、次の事項の改善を求める。

#### 1. 国民健康保険への愛知県独自の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

## 地域の医療・介護・福祉・保育の充実と 新型コロナウイルス感染症にかかわる支援強化を求める意見書(案)

愛知県は県内を11の構想区域に分け、区域ごとに2025年における必要病床数を計算しています。しかしこれはコロナ以前に立てられた計画であり、新型コロナウイルス感染症による感染症病床、高度急性期・急性期病床の必要性が高まっている状況は加味されていない。

新型コロナウイルス感染症は5類となっても脅威は変わらず、今後もいつまた新たな感染症が発生するかもわからない状況である。コロナ禍で入院できずに自宅で亡くなる事例も多発した。感染症や災害など不測の事態に対応するためには、普段から余裕ある病床数の確保と人員の配置が必要である。

長引くコロナ禍で、医療・介護・福祉・保育現場の負担が増えており、病気休暇や退職者が増え、ますます人手不足が悪化している。感染拡大の影響による経営悪化から、スタッフの賃金カットにつながる事例も起きている。医療や介護、福祉、保育は、大変公共性の高い分野であり、本来は事業所の運営や、安全・安心な職員体制、働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきである。ケア労働者が安心して働き続けられ、地域の医療・介護・福祉・保育施設の経営を守るために、公的な財政措置を含めた支援の強化をするよう、下記の事項について愛知県に要望する。

1. 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保すること。感染症病床を増床し確保すること。
2. 医療・介護・福祉・保育施設において、感染予防に係る費用の増大分を支援すること。
3. ケア労働者に対し、定期的なPCR検査を公費で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛



## 愛知県への意見書④

### 地域医療介護総合確保基金を活用し 医療・介護・福祉職場への補助を拡充することを求める意見書(案)

国は2014年度に消費税が5%から8%に増税となった際の増収分等を活用した地域医療介護総合確保基金を創設し、各都道府県に設置し、2023年度は全体予算が1763億円(医療分1029億円、介護分734億円)となっている。都道府県ごとに将来必要な医療・介護体制の確保のための計画を立て基金を活用していくことになっているが、国の想定よりも都道府県からの計画が上がらず基金が十分に活用されていない。とりわけ、医療・介護・福祉労働者の処遇に関しては、2022年6月にまとめられた公的価格評価検討委員会の中間整理では「専門性に比して未だ低い状況」と、医療12000円、介護・福祉9000円のベースアップのための処遇改善を実施しながらも、さらなる処遇改善が必要だとしている。しかしながら、公的価格検討委員会は2022年12月以降開催されておらず、具体的な賃金引き上げの検討はすすんでいない。このような状況からも、地域医療介護総合確保基金を活用した人材確保対策を市町村や関係事業者から意見を幅広くあつめ、新規事業実施をすすめることを強く要望する。

また2022年4月から食品や電気・ガスなどのエネルギー価格の高騰が続いている。8月8日に報告された毎月勤労統計調査の速報値では、名目賃金は前年同月比で15か月連続プラスにも関わらず、消費者物価指数をふまえた実質賃金は前年同月比18か月連続マイナスとなり、多くの市民にとって生活が困窮している。とりわけ医療・介護・福祉・保育など、公的価格によって運営されるケア労働の現場では深刻な問題である。現在、物価・エネルギー高騰対策の補助金がうたわれているが、補助金がなくなればたちまち施設運営が困難となり利用料に転嫁されてしまい、利用控えがおきかねない。さらには職員に対する物価高騰支援は行われていないままである。2024年4月から、医療・介護・障害の3分野で報酬改定が行われるが、報酬改定に組み込まれてしまえば利用者負担に跳ね返ってしまうことから、報酬改定とは別での補助金として地域医療介護総合確保基金の活用をすすめるべきである。利用者の生活、職員の生活、施設の運営を守るために、以下のことを愛知県に要望する。

- 1、地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにすること。
- 2、地域医療介護総合確保基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で運営される職場に対し、物価高騰対策を今まで以上に行うこと。特に職員処遇に関する手当を支給すること。また、保育分野にもひろげること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

令和5年11月6日

6

尾張旭市議会議長  
丸山幸子 殿

陳情者  
〒462-0046 愛知県名古屋市北区城見通3丁目13 黒川住宅608号  
電話番号 090-6645-7507  
政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める愛知県民の会  
代表 高木健吉

## 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情

### <陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、今年だけで地方議会28か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。

各種メディアでも実態が報告されていますが、庁舎内で、特定政党の機関紙をこれほど多くの職員が購読している、又はさせられていることに驚愕しています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割、多い自治体では8割にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。これも自治体がアンケート調査を実施して初めて明らかになったことです。

具体例として、千葉県長生（ちょうせい）村議会は、令和5年6～7月、議員から職員へのハラスメントアンケート調査を実施しました。その結果、職員が受けているハラスメント行為の上位4番目に「政党機関紙の勧誘、購読の強要」があげられました。その被害数は、「食事・酒を強要される」「過剰な資料要求」等の約2倍です。さらには、そのハラスメントを、職員は「誰にも相談できなかった」というのです。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。全国自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が明らかになったことから、尾張旭市役所においても、政党機関紙の勧誘行為に関して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めてください。

また、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為は政治活動であり、職員が庁舎内で集金に応じ、特定政党の政治活動に協力する行為を住民が見れば、政治的中立性に疑念を持つのは当然です。「断れずに購読しているが、特定政党への援助に当たるのではないかと職務への後ろめたさを感じてしまう」との職員の苦悩も報じられています。職員は政治的中立性・公平性・公正性への疑義をもたれぬよう、私的に政党機関紙の配達・集金に応じる際は、公共施設ではなく自宅等のプライベートな場所で行うべきものではないでしょうか。

そもそも、庁舎管理規則によって、行政関係者や一般住民は問わず、「庁舎内で無許可での営業・勧誘行為は禁止」されているはずです。大多数の議員の皆様は、「明らかな営業行為」である、庁舎内における職員への政党機関紙勧誘を自粛されていると拝察します。もし未だ無許可で勧誘している一部政党・議員がおられる実態があれば、政治活動に伴う営業行為は庁舎管理規則の「営業許可申請事項」であることを明示いただき、今後は「無許可営業行為」を改めていただきたい旨を確認してください。



<陳情項目>

- ① 庁舎管理規則に定められている事項の厳守、また職員へのハラスメントが生じる懸念から、庁舎内で無許可での政党機関紙の営業・勧誘行為を禁止または自粛してください。かつ、住民の大切な個人情報を探かる執務室内に立ち入ったの配達・集金が行われないように行政に求めてください。
- ② 政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑義を生じさせないため、職員で私的に購読したい方はプライベートな場所（自宅等）を配達先・集金先として推奨する等、職員の努力・改善を求めてください。
- ③ 尾張旭市役所内においても、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。心理的圧迫を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。

2023年11月8日

7

尾張旭市議会議長  
丸山幸子 様

陳情者  
住所 愛知県尾張旭市柏井町公園通  
536番地  
森林公園通クリニック

氏名 佐久間正人 ●

## 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の 提出を求める陳情書

### 【陳情趣旨】

政府は、現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードと一本化することを含んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（マイナンバー法等一部「改正」法）」を成立させ、2024年秋の保険証廃止に向けて準備を進めています。

健康保険証とマイナンバーカードの一体化については、法案審議の過程やその後の各種調査のなかで様々な問題が明らかになっています。別人情報が紐付け・登録されている事例など、大きな医療事故に繋がりがねない重大なトラブルも続々と報告されており、この様な問題を解決しないまま、現行の健康保険証を廃止することは国民の健康と命を脅かすものです。

問題を解決するのにもっとも有効な方法は、これまで同様、健康保険証は全員に交付した上で、マイナンバーカードの保険証利用は任意とすることです。

つきましては、国に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを要請します。

### 【陳情事項】

国に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出してください。



## 現行の健康保険証の存続を求める意見書(案)

政府は、2023年の通常国会で、現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードと一本化することを含んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(マイナンバー法等一部「改正」法)」を成立させ、2024年秋の保険証廃止に向けて準備を進めている。

健康保険証とマイナンバーカードの一体化については、法案審議の過程やその後の各種調査で様々な問題が明らかになってきている。別人情報が紐付け・登録されている事例など、命に関わる事故に繋がりがかねない重大なトラブルも続々と報告されている。この様な問題を解決しないまま、2024年秋に現行の健康保険証を廃止することは国民の健康と命を脅かすものである。

愛知県保険医協会が実施した会員アンケート調査(回答数 937 件)では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関 805 件のうち、約 7 割にあたる 565 件が何らかのトラブルを経験している。トラブルの内容として、他人の情報が紐づけられていたケースが 16 件あり、誤紐づけによる投薬・診療情報の取り違えは、命に関わる事故につながりがかねない。機微性の高い医療情報を他人が閲覧できる状態になっていたことは重大な問題である。また、保険資格が確認出来ず、窓口で 10 割負担となったケースが 65 件あり、経済的理由により受診が困難となることも懸念される。

健康保険証の廃止ありきで、マイナンバーカードの代理交付・申請補助や第三者によるマイナンバーカード管理を進めるならば、協力を求められる医療・介護現場には負担と責任が課せられ、人手不足にも拍車がかかる。自治体の窓口でも発行業務に加えて、住民からの相談への対応も迫られており、現場への負荷が大きくなっている。

これらの問題を解決するのにもっとも有効な方法は、これまで同様、健康保険証は全員に交付した上で、マイナンバーカードの保険証利用は任意とすることである。

このため、国においては 2024 年秋以降も現行の健康保険証を存続することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣 宛

令和5年11月16日 8

尾張旭市議会議長 丸山幸子様

後期高齢者医療と国保・介護を良くする尾張旭の会

代表 林

尾張旭市旭ヶ丘町旭ヶ丘5668-32

## 国保税、介護保険料値上げ中止と政府への意見書を求める陳情

尾張旭市の国民健康保険税は、今年度までに3年連続の値上げが行われてきました。国保が県単位の運営になり、愛知県の示す税率を目標にしているからです。一人当たり国保税は2019年度97,964円が2022年度には105,455円に増加し、これ以上の値上げは被保険者の生活を壊すものです。

国保税には年齢に関係なく被保険者一人35,800円の均等割（医療・後期高齢者支援分）が課せられます。就学前の子どもには均等割の5割軽減が実施されていますが、均等割は、“人間の頭数”に応じて課税する人頭税で、古代に作られた税制であり、過酷な税とされています。子どもに一律の税金をかける均等割は、他の健康保険制度にはなく、子育て支援に逆行しています。

介護保険は来年度から新たな3年間の保険料改定の時です。尾張旭市は介護給付費準備基金を取り崩すなどで基準月額4,990円を6年間維持し、県内でも低い保険料できました。それでも諸物価高騰の中においては、生活に重くのしかかり、保険料の現状維持を求めます。

政府は現在、利用料2割負担の対象者拡大、介護老人保健施設などの多床室の利用料値上げを検討しています。経済的に弱い人たちがますます利用できなくなります。市議会から政府に利用者負担増加をやめるよう意見書の提出を求めます。

よって次のことを要望します

### 要望事項

- 1, 2024年度の国保税値上げをしないこと
- 2, 国保税均等割は18歳未満まで無料にすること
- 3, 第9期（2024～2026年度）の介護保険料の値上げを行わないこと
- 4, 政府に対し市議会から以下の意見書を提出すること
  - ①国保税均等割を18歳未満まで無料にすること
  - ②介護保険利用料2割負担の対象拡大などの負担増をやめること



国保税均等割を18歳未満まで無料にすることを求める意見書（案）

国保税には年齢に関係なく被保険者一人ひとりに賦課する均等割がある。子育て支援の経済的負担の軽減の観点から、令和4年4月以降、就学前の子どもの均等割は国・自治体の取組として半額に軽減される制度が始まっている。

しかし、小学校入学とともに学校給食費や教材費などいよいよ教育費負担が増大するなかで、均等割軽減がなくなれば、国保世帯にはいっそうの経済的負担を強いることになる。均等割は人間の頭数に応じて課税する人頭税で、古代につくられた制度であり、過酷な制度とされている。

よって、貴職に置かれては国保税均等割を18歳未満までは無料とすべく、制度の廃止を行うよう要望する。

以上、地方自治法第99上の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

尾張旭市議会議長

内閣総理大臣、厚生労働大臣 殿

介護保険制度 2 割負担の対象拡大などの負担増中止を求める意見書（案）

介護保険制度の負担増に向けた論議が政府内で行われており、今年末に結論を出すと言われている。利用料 2 割負担の対象拡大、介護老人保健施設などの多床室の利用料全額自己負担化などである。

利用料負担 2 割にすると、単身世帯で居宅サービスを利用限度額まで利用した場合、要介護 2 は 1 万 9 7 0 5 円が倍の 3 万 9 4 1 0 円になる。要介護 5 の場合、1 割負担で 3 万 6 2 1 7 円の利用料が 2 割負担では上限 4 万 4 4 0 0 円になり、8 7 8 3 円の負担増である。こうした負担増は、介護サービスの利用を阻む壁となり利用抑制につながる。特に現在の物価高騰、年金削減に苦しむ高齢者には大きな負担となる。

後期高齢者医療制度においては単身者で年金収入 2 0 0 万円以上が、窓口負担 1 割から 2 割に引き上げられた。仮に対象拡大をこのレベルに広げるとすれば、医療とともにダブルパンチの負担増であり、行うべきではない。

介護老人保健施設の多床室利用料の全額自己負担化も利用者の退所につながる懸念される。

よって貴職に置かれては、介護保険の負担増を中止されるよう要望する。

以上、地方自治法第 9 9 上の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 月 日

尾張旭市議会議長

内閣総理大臣、厚生労働大臣 殿



要望書等文書表

受理年月日	件名	提出者
R5. 9. 6	令和6年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い	東京都千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル4F 公益社団法人 日本理科教育振興協会 会長 大久保 昇
R5. 10. 3	「2023年度県内被爆者行脚」趣意書	名古屋市北区黒川本通2-11-1 コーポタニグチ201 愛知県原水爆被災者の会（愛友会） 理事長 金本 弘
R5. 10. 23	学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願い	東京都港区虎ノ門3-10-11 虎ノ門PFビル 一般社団法人日本教材備品協会 会長 大久保 昇

## 令和6年度 議会費予算要求額

10

▲現時点で減額と判断      ●現時点で増額と判断 (千円)

節	節の名称	前年との比較	要求額	増減額
1	報酬	●議員2名増（4月分）及び議員報酬引上げによる ※人事課所管の会計年度任用職員報酬除く	104,232	1,104
2	給料	予算額は人事課の指示による		
3	職員手当等	予算額は人事課の指示による（議員期末手当含む）		
4	共済費	予算額は人事課の指示による（議員共済会負担金含む）		
7	報償費	前年と同額程度	255	1
8	旅費	前年と同額程度	2,507	2
9	交際費	前年と同額	250	0
10	需用費			
	1 消耗品費	▲改選に係る費用減による	450	▲150
	3 食糧費	前年と同額	20	0
	4 印刷製本費	●紙代等の印刷単価の増による	2,992	741
	6 修繕料	前年と同額	100	0
11	役務費	●カーテンクリーニング手数料	469	36
12	委託料	●会議録作成委託料増による	5,132	111
13	使用料及び 賃借料	●会議システム使用料の増による	682	107
14	工事請負費	●議場電源設備設置工事	500	500
17	備品購入費	●正副議長室テレビ買換え	178	48
18	負担金、補助及 び交付金	●政務活動費増（4月分） ●行政調査参加負担金（新規）	3,609	271
合 計			121,376	2,771

# 令和7年度 議会費予算要望事項

会派名

内 容	必要経費及び理由	要望額

提出期限:令和6年1月19日(金)

尾張旭市議会基本条例評価シート（案）

評価	A：概ねできている。	B：ある程度できている。	
	C：あまりできていない。	D：まったくできていない。	－：対象外

第1章 総則

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、尾張旭市議会（以下「議会」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則を明らかにするとともに、市民と議会との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能を強化し、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	－	－	－	－ （原則や目的に関する条文のため、評価対象外とする。）	無

第2章 議会及び議員の活動原則

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>（議会の活動原則）</p> <p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。</p>	－	－	－	－ （原則や目的に関する条文のため、評価対象外とする。）	無
(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。					
(2) 市民の意見を把握し、市政に反映させるための運営に努めること。					
(3) 市長等の市政運営の監視及び評価を行うこと。					
(4) 合議制の機関として、議員間の自由な討議を尊重し、議会全体の合意形成を目指すこと。					

<p>(議員の活動原則)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。</p> <p>(1) 議会は言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。</p> <p>(2) 市政全般についての課題及び市民の意見を把握し、自己の能力を高める不断の研鑽さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をする事。</p> <p>(3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>	—	—	—	— (原則や目的に関する条文のため、評価対象外とする。)	無
<p>(会派)</p> <p>第4条 議員は、政策等を同じくする2人以上をもって会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。</p> <p>(1) 議員の活動を支援すること。</p> <p>(2) 政策の立案及び提言並びに議案の審議及び審査のための調査研究を行うこと。</p> <p>(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。</p>	—	—	—	— (原則や目的に関する条文のため、評価対象外とする。)	無  要検討

### 第3章 市民と議会の関係

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の 必要性
<p>（会議の公開）</p> <p>第5条 議会は、市民に開かれた議会運営とするため、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則として公開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員会の傍聴</li> <li>○本会議のライブ中継・録画配信</li> <li>○委員会音声のホームページ掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員会のライブ中継・録画配信</li> <li>○本会議や委員会における傍聴者数・視聴数向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員会のライブ中継・録画配信の実施について検討していく。</li> <li>○本会議や委員会における傍聴者数・視聴数向上のための工夫に努める。</li> </ul>	B	無
<p>2 議会は、委員会を除くその他の議会の会議についても、公開するよう努めるものとする。</p>	<p>あり方検討会、議会報告会 実行委員会、政治倫理審査 会の公開</p>			A	無
<p>（市民参加及び市民との連携）</p> <p>第6条 議会は、市民に対して積極的に議会に関する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市議会ホームページの公開</li> <li>○市議会だよりの発行</li> <li>○わくわく親子議会探検ツアー、意見交換会、議会報告会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページ・市議会だよりの閲覧数向上</li> <li>○発信媒体の多様化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公聴会及び参考人制度について研究していく。</li> <li>○ ケーブルテレビの本会議中継実施について検討していく。</li> <li>○市議会だよりにおける魅力ある誌面づくりに努める。</li> <li>○意見交換会、議会報告会の充実</li> <li>○市民参画の検討</li> </ul>	B	無
<p>2 議会は、政策立案、政策提言等に反映させるため、市民との多様な意見交換の場を設けるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種団体（自治会・大学・民間団体等）との意見交換会の開催</li> <li>○議会報告会の開催</li> <li>○高校生議会の開催</li> </ul>	<p>意見交換会の周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意見交換会の周知</li> <li>○既存団体にとらわれない意見交換会の開催</li> <li>○団体以外（若者や女性など）の意見を聴く場の創出</li> </ul>	B	無

<p>(議会報告会・意見交換会)</p> <p>第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を開催する。</p>	<p>○各種団体（自治会・大学・民間団体等）との意見交換会の開催</p> <p>○高校生議会の開催</p> <p>○コロナ禍における動画による議会報告会の実施</p>	<p>○議会報告会の参加者の固定化</p> <p>○議会の結論に至る過程の報告が足りない。</p>	<p>○SNS活用など、議会報告会及び意見交換会の更なる周知に努める。</p> <p>○意見交換会及び議会報告会の実施方法検討・内容充実に努める。</p>	B	要検討
<p>(広報・広聴)</p> <p>第8条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して「市議会だより」をはじめとする積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得た市民の声を議会活動に反映するものとする。</p>	<p>○市議会ホームページの公開</p> <p>○市議会だよりの発行及びホームページへ誘導する二次元コードの掲載</p>	<p>○議会として個人の活動で得た要望を吸い上げる仕組みがない。</p> <p>○市議会だよりやウェブサイトに対するリアクションを把握できていない。</p>	<p>○市民の声を収集する方法について研究していく。</p> <p>○市議会だよりにおける魅力ある誌面づくりに努める。</p>	B	無
<p>2 議会は、市民が市政に関心を持つよう各議員の採決に対する態度を公表し、議員の活動に対する市民の評価が的確になされるよう議会広報活動に努めるものとする。</p>	<p>○本会議のライブ中継・録画配信</p> <p>○市議会ホームページに議決結果、市議会だよりに賛否表掲載</p>	<p>○単に賛否だけでは関心を持ってもらえない。</p> <p>○討論内容、意見などはホームページを見ないと分からない。</p>	<p>○ホームページへ誘導するための工夫に努める。</p> <p>○委員会のライブ中継・録画配信の検討・推進</p> <p>○傍聴者数増加への取組</p>	A	無
<p>(趣旨説明制度)</p> <p>第9条 議会は、請願及び陳情を市民等からの提案及び意見であると捉え、請願及び陳情の提出者から申出があれば、審査の折に趣旨説明を行う機会を設ける。</p>	<p>趣旨説明制度実施</p>			A	無

#### 第4章 議会と市長等の関係

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の 必要性
第10条 議会審議において、議員と市長等は、次に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。	—	—	—	— (各号において評価するため、評価対象外とする。)	無
(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。	ほとんどの議員が一問一答の方式で行っている。			A	要検討
(2) 本会議及び委員会へ出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑に対して確認権（反問権）を行使することができる。	確認権（反問権）の実施要領を定めている。	確認権（反問権）の行使の事例がほとんどない。	執行部へ確認権（反問権）の更なる周知に努める。	A	無
（議会審議における論点情報の形成） 第11条 議会は、市長等が提案する重要な政策について市民に開かれた議論を行うため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。	—	—	—	— (各号において評価するため、評価対象外とする。)	無
(1) 政策等を必要とする背景	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めている。	A	無
(2) 提案に至るまでの経緯	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めている。	A	無
(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めている。	A	無
(4) 市民参加の実施の有無とその内容	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めている。	A	無



(5) 総合計画との整合性	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(6) 財源措置	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(7) 将来にわたる費用及び効果	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(予算及び決算の施策説明) 第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。	重点事業の概要、補正予算の概要など、必要に応じて、説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(議決事件の拡大) 第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。			条文内の「積極的に」の文言を整理する。	C	要検討
2 前項に規定する議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。				—	無

## 第5章 議員間討議の実施

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
(議員間討議の実施及び議会の合意形成) 第14条 議会は、議員間の自由な討議による会議の運営に努めるものとする。	委員会において議員間討議を実施		議員間討議や討論をより自由に行うことができる環境づくりに努める。	A	無
2 議会は、委員会において、議案及び市民からの提案に関して審査し結論を出す場合は、議員間の議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。	委員会において議員間討議を実施		議員間討議や討論をより自由に行うことができる環境づくりに努める。	A	無

## 第6章 委員会の活動

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の 必要性
第15条 委員会は、審査に当たり、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。				A	無
2 委員会は、その所管に属する事務について、調査研究を行い、議案審査に資するとともに、政策立案、政策提言等を行うよう努めるものとする。	○委員会の行政視察実施 ○各委員会でテーマを決め、調査研究を実施		政策立案機能の強化のための仕組みづくりに努める。	C	無

## 第7章 議会改革

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の 必要性
第16条 議会は、公正かつ透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続して議会改革に取り組むものとする。	○委員会の音声をホームページに掲載 ○タブレット端末導入 ○議会みらい創造特別委員会設置		引き続き議会改革に取り組む。	B	無
(議会のあり方検討会の設置) 第17条 議会は、議会のあり方及び課題について研究し、改善策及び解決策について協議・検討するため、議会のあり方検討会を設置することができる。	過去に設置した経緯はあるが、現状はあり方検討会は設置せず、特別委員会を設置	議会のあり方検討会は結論に対する効力がなく、議会改革には至らなかった。	○議会のあり方検討会での結論に実効性を担保する仕組みを検討していく。 ○結論に対する効力がある議会みらい創造特別委員会で検討していく。	A	要検討

## 第8章 政務活動費

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の 必要性
<p>（政務活動費に関する透明性の確保）</p> <p>第18条 議員は、政務活動費の執行に当たり、尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）等を遵守し、適正かつ有効に執行しなければならない。</p>	<p>○政務活動費の不正の再発防止に向け申し合わせ事項を改善した。</p> <p>○個人支給のシミュレーションを試行している。</p>	<p>基準の解釈が会派・議員・事務局で統一されていない部分がある。</p>	<p>条例を遵守し、透明性の確保に努める。</p>	D	無
<p>2 議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、収支報告書、領収書及び視察又は研修に係る調査報告書を公表する。</p>	<p>収支報告書、領収書及び視察又は研修に係る調査報告書を市議会ホームページで公表している。</p>		<p>○条例を遵守し厳格に執行していく。</p> <p>○議員個人でも説明を果たせるようにする。</p>	B	無

## 第9章 議会機能の充実強化

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の 必要性
<p>（議会事務局の体制）</p> <p>第19条 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。</p>		<p>○法務機能の強化ができていないと感じる。</p> <p>○議会事務局職員の増員</p>	<p>議会事務局職員の増員の必要性を検討していく。</p>	B	無
<p>（議会図書の実施）</p> <p>第20条 議会は、議員の政策立案、政策提言等に資するため、議会図書室の図書並びに議会及び行政に関する資料の充実を努め、これを有効に活用しなければならない。</p>	<p>○配架図書について市立図書館と連携</p> <p>○図書の配置の工夫</p> <p>○アンケートを実施</p>		<p>議会図書室の更なる有効活用に努める。</p>	B	無
<p>（議員研修）</p> <p>第21条 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p>	<p>○議員力UP研修実施</p> <p>○愛知県町村議会広報研究会参加</p> <p>○新議員研修会実施</p>	<p>○研修の成果が現状政策立案に活かされていない。</p> <p>○研修内容によって対象者が限定される。</p>	<p>○研修の成果を政策立案等につなげる仕組みを研究していく。</p> <p>○研修参加者の拡大について検討していく。</p>	A	無

2 議会、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会の開催に努めるものとする。	専門家による研修の実施	市民等との研修会は実施できていない。	市民等との研修や対象者を限定しない研修会開催について検討していく。	B	無
--	-------------	--------------------	-----------------------------------	---	---

## 第10章 議員の政治倫理

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
第22条 議員は、品位及び品格を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、その使命の達成に努めなければならない。	議員政治倫理要綱を定め、品位及び品格を損なわないよう行動するよう努めている。	議員政治倫理要綱の見直し	○市政に対する市民の信託に応えるため、高い倫理観と品位の保持に努める。 ○研修の実施・強化に努めていく。	B	無
(議員定数) 第23条 議会は、議員定数について、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の意思を市政へ十分に反映させるため、活発な議論が行われるものとなるよう検討しなければならない。	議会運営委員会で協議	○広く市民意志を反映するために、十分な審議を尽くすための会議体の適正規模への視点が薄い。 ○市民意見の聴取を継続的に出来ていない。	現員数のままでできる工夫として委員会の枠組みについて検討していく。	B	無
2 議員定数に関して必要な事項は、別に条例で定める。	「議員の定数を定める条例」を定めている。			A	無
(議員報酬) 第24条 議会は、議員報酬について、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に検討しなければならない。	特別職報酬等審議会の答申内容に基づき、随時検討している。			A	無
2 議員報酬に関して必要な事項は、別に条例で定める。	「尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を定めている。			A	無

## 第11章 災害時の対応

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の 必要性
<p>（災害時の議会対応）</p> <p>第25条 議会は、災害が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るよう努めなければならない。</p>	<p>「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」、</p> <p>「尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル」を整備している。</p>	<p>○有事の際の対応に不安がある。</p> <p>○BCPがない。</p>	<p>○議会審議を継続するための条例整備等について検討していく。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症を含む新たな感染症が拡大した際の議会としての新たな対応について検討していく。</p> <p>○災害時におけるタブレット端末活用方法について研究していく。</p> <p>○議会防災訓練の実施について検討していく。</p> <p>○要領・マニュアルの見直し</p> <p>○BCPの策定</p>	B	無
<p>2 議員は、災害時の組織体制、議員の役割及び行動方針を確認するなど、平常時においても災害に対する注意と準備を怠らないものとする。</p>				—	無

## 第12章 検証及び見直し

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の 必要性
第26条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、随時、この条例の施行の状況を検証するとともに、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。	○一般選挙を経た任期開始後の議会運営委員会で評価シートを用いて検討 ○専門家に検証及び見直し方法についての研修を実施			A	無
2 議会は、前項の検討の結果に基づき、見直しが必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。			検証後に見直しについて協議する。	A	無

## 第13章 委任

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の 必要性
第27条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。			今回の検証結果を基に検討する。	A	無

## 議会基本条例

ページID : 0003471 更新日 : 2023年3月1日更新

- [議会基本条例の評価及び検証](#)
- [議会基本条例を制定](#)

### このページに関するお問い合わせ

#### 議事課 (議事係・庶務係)

尾張旭市東大道町原田2600-1

Tel : 0561-76-8186

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

# 議会基本条例の評価及び検証

ページID : 0026867 更新日 : 2023年11月13日更新

[尾張旭市議会基本条例](#) は、尾張旭市議会における議会運営及び議会活動の基本原則を定めたもので、平成31年1月1日に施行しました。

本条例の第26条第1項で「一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。」と規定しており、令和5年6月から11月にかけて議会運営委員会において評価及び検証を行いました。

## 評価・検証方法

- 尾張旭市議会基本条例評価シート作成
- 各会派での協議後、各会派の評価シート作成
- 議会運営委員会で各会派の評価シートを取りまとめ、条文ごとに内容を協議

## 評価・検証

- [尾張旭市議会基本条例評価シート \[PDFファイル/809KB\]](#)

## 尾張旭市議会基本条例の見直し

今回作成しました尾張旭市議会基本条例評価シートを基に今後議会運営委員会において基本条例の見直しについて協議していきます。

### このページに関するお問い合わせ

#### 議事課（議事係）

尾張旭市東大道町原田2600-1

Tel : 0561-76-8186

[メールでのお問い合わせはこちら](#)



# 議会基本条例を制定

ページID : 0026869 更新日 : 2023年11月13日更新

尾張旭市議会における議会運営及び議会活動の基本原則を明文化した「尾張旭市議会基本条例」を制定するため、平成29年6月から平成30年8月までの間に14回の検討会を開催し、慎重に議論を重ねました。

## 構成委員

委員会名	座長	副座長	委員
議会基本条例検討会	片淵卓三	秋田進	川村つよし、さかえ章演、篠田一彦、武田なおき、丸山幸子、みとべ茂樹、森和実

## 尾張旭市議会基本条例（平成31年1月1日施行）

平成30年第5回（12月）尾張旭市議会定例会において条例案を可決し、平成31年1月1日から施行しました。随時、見直しを行い、検証を重ねながら完成度の高い議会基本条例を目指していきます。

- [尾張旭市議会基本条例\[PDFファイル/389KB\]](#)
  - [尾張旭市議会基本条例逐条解説\[PDFファイル/448KB\]](#)
- 第1章総則（第1条）  
第2章議会及び議員の活動原則（第2条—第4条）  
第3章市民と議会の関係（第5条—第9条）  
第4章議会と市長等の関係（第10条—第13条）  
第5章議員間討議の実施（第14条）  
第6章委員会の活動（第15条）  
第7章議会改革（第16条・第17条）  
第8章政務活動費（第18条）  
第9章議会機能の充実強化（第19条—第21条）  
第10章議員の政治倫理（第22条—第24条）  
第11章災害時の対応（第25条）  
第12章検証及び見直し（第26条）  
第13章委任（第27条）

## 尾張旭市議会基本条例（案）のパブリックコメントを実施しました

尾張旭市議会では、市民に開かれた議会を目指し、議会の公平性、透明性を確保し、市民参加を推進する姿勢を明示するため、「尾張旭市議会基本条例（案）」について、市民のみなさまのご意見を募集しました。（募集期間は終了しています。）

- [尾張旭市議会基本条例（案）](#) [PDFファイル/15KB]
- [尾張旭市議会基本条例（案）逐条解説](#) [PDFファイル/84KB]

## 尾張旭市議会基本条例（案）のパブリックコメントの公表

平成30年7月2日（月曜日）から平成30年8月3日（金曜日）に実施したパブリックコメントに対し、2名の方から21件の意見が提出されました。

- [意見の概要と市議会の考え方](#) [PDFファイル/350KB]
- [尾張旭市議会基本条例（最終案）](#) [PDFファイル/373KB]
- [尾張旭市議会基本条例（最終案）逐条解説](#) [PDFファイル/432KB]

## 議会基本条例検討会進捗状況

[平成29年度議会基本条例検討会進捗状況](#) [PDFファイル/249KB]

## 議会基本条例検討会報告書

[平成30年度議会基本条例検討会報告書](#) [PDFファイル/149KB]